

札幌市災害応急時における協力井戸登録に関する要綱

〔平成9年3月17日〕
衛生局長決裁

最終改正 令和7年7月28日

（目的）

第1条 この要綱は、札幌市地域防災計画に基づき、地震等の災害発生時に、市内の井戸施設所有者等の協力を得て、市民が地域において応急に利用できる生活用水等の確保を図ることを目的とする。

なお、当該事業は水道局において実施する災害給水対策の補完として位置づけるものである。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）災害応急時

地震、風水害等の大規模災害またはその他不測の事態により、本市上水道が断水するような大きな被害を受け、給水が停止した場合をいう。

（2）災害応急用協力井戸（以下「協力井戸」という。）

災害応急時に生活用水として井戸水等を地域住民に提供するために、所有者の同意を得て市長が登録した井戸をいう。

（3）生活用水

もっぱら、洗濯又はトイレ排水等に用いる水をいう（飲用は除く）。

（登録等）

第3条 協力井戸として登録しようとする井戸の所有者等は、災害応急用協力井戸登録申込書（第1号様式）により、市長に申し込むものとする。

2 市長は、協力井戸を選定するにあたっては、施設の名称、所在地等の公表の同意を得られた施設について、施設の設備状況等の調査を実施し、その結果適正と認める施設について協力井戸として登録するものとする。

3 市長は、前項の登録にあたっては、協力井戸所有者に対し調査の結果について通知するものとし、当該協力井戸であることを明記したプレートを交付するものとする。

また、当該所有者は、交付を受けたプレートを利用者の見やすい位置に掲示するものとする。

（広報等）

第4条 市長は、協力井戸の名称及び所在地等について市民に周知するものとする。

(協力井戸登録の見直し等)

第5条 市長は、協力井戸の状況を把握し、定期に見直し等を行うものとする。

2 市長は、協力井戸の所有者等から登録辞退の申し出があった場合は、その意思を尊重するものとし、その旨を市民に周知するものとする。

3 協力井戸所有者は、井戸が使用不能になった際は速やかに市長に報告するものとする。

(維持管理)

第6条 市長は協力井戸の所有者に対し、維持管理についての必要な助言を行うものとする。

(利用者の遵守事項に関する周知)

第7条 協力井戸の利用にあたっては、次に掲げる事項を遵守するよう保健所は周知するものとする。

(1) 協力井戸の第三者利用は災害時に限られ、利用時間は協力井戸所有者の承諾が得られた場合を除き日中に限られること。利用時間について協力井戸所有者が別途定めた場合はそれに従うこと。

(2) 協力井戸の利用は、協力井戸所有者の厚意によるものであることに留意し、その意に反する利用をしないこと。

(3) 協力井戸の利用により、利用者の身体又は財産に被害が生じた場合、協力井戸所有者の故意による場合を除き、協力井戸所有者に責を負わせないこと。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、保健所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この要綱による改正前の札幌市災害応急時における協力井戸指定に関する要綱第3条第1号及び第2号の規定に基づき市長が指定した協力井戸は、施行日以後においては、改正後の札幌市災害応急時における協力井戸指定に関する要綱第3条の規定に基づき市長が指定した協力井戸とみなす。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和 7 年 7 月 28 日から施行する
- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に、札幌市災害応急時における協力井戸指定に関する要綱第 3 条の規定に基づき市長が指定した協力井戸は、施行日以後においては、改正後の札幌市災害応急時における協力井戸登録に関する要綱第 3 条の規定に基づき市長が登録した協力井戸とみなす。

(様式1)

札幌市災害応急用協力井戸登録申込書

令和 年 月 日

札幌市長 様

井戸所有者等 住 所
氏 名
電 話
F A X

札幌市災害応急用協力井戸登録に関する要綱第3条の規定に基づき、災害応急用協力井戸の登録を申込ます。

1 対象施設

施設の名称 _____

(個人宅の場合「〇〇宅と記載してください」

施設所在地 区 _____

2 確認事項 (該当選択肢に○をつけてください)

(設備について)

・地下水くみ上げ方法：電動ポンプ 手動ポンプ その他 ()

・停電時の地下水くみ上げ： 可 不可

(井戸設置場所の情報公開について)

・まちづくりセンター等に常備の名簿への住所、所有者名の掲載

(名簿への掲載を了解いただけない場合は登録を謝絶させていただきます)

了解する 了解しない

・札幌市ホームページの災害応急用協力井戸一覧への住所、施設名の掲載

平時から了解する 災害時のみ了解する 了解しない